

(証券コード 4971)

平成27年5月28日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東初島町1番地
(本社事務所
兵庫県尼崎市昭和通3丁目95番地)
メ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 前 田 和 夫

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日(金曜日)午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地
尼崎商工会議所会館7階 701会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第46期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第46期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mec-co.com/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mec-co.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における世界経済は、米国で企業収益の増加等を背景に設備投資が活発化いたしました。また、中国を中心とするアジアでは成長率に鈍化は見えるものの景気は拡大基調であります。しかしながら、新興国では原油安やドル高などにより不安が広がっており、欧州ではギリシャ危機の再燃などにより景気は依然低迷しております。

わが国経済は、設備投資の増加傾向、雇用環境の改善など緩やかな回復基調にあるものの、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費に弱さが見られる状況が続いております。

エレクトロニクス業界は、クライアント向けパソコンの需要があまり伸びない中、サーバ向けは拡大いたしました。スマートフォンは成長の市場が中国中心へと移動しました。ディスプレイ関係は大型化、高画質化に進みました。

このような環境のもと当社グループは中国や韓国、台湾などのアジア市場での販売拡大を積極的に進めてまいりました。特にスマートフォンやサーバのパッケージ基板に用いられる高密度・高多層な基板向けとして銅と樹脂との密着を飛躍的に向上させる「CZシリーズ」や高密度配線パターンを実現する「EXEシリーズ」の開発を加速し、販売を拡大しました。「EXEシリーズ」はディスプレイ向けに高いシェアを獲得し、さらに、パッケージ基板やフレキシブル基板、HDI基板向けに拡大すべく評価試験を続けております。「フラットボンド」は、携帯電話用基地局やスーパーコンピュータ等の高速伝送対応電子基板製造用に新規採用されました。金属と樹脂とを直接接合する技術である「アマルファ」は、樹脂との一体成形のための金属表面処理ビジネスに関し、当期も試作品レベルの対応のみ実施しました。一方で一部の携帯端末用筐体製造工程に使用される薬液として新規採用されました。

その結果、当連結会計年度の売上高は90億57百万円(前年同期比13.2%増)、営業利益20億8百万円(前年同期比41.3%増)、経常利益21億29百万円(前年同期比37.2%増)、当期純利益は13億44百万円(前年同期比45.3%増)となりました。

新事業場建設に関しては、名称を「尼崎事業所」とし計画どおりに進めております。

また、当社は、女性活躍推進に優れた企業として経済産業省と東京証券取引所が認定する「なでしこ銘柄」に選定されました。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第45期（前連結会計年度）		第46期（当連結会計年度）		
	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
電子基板用向け薬品 ディスプレイ向け薬品	7,353	91.9	8,486	93.7	115.4
電 子 基 板 用 機 械	227	2.8	112	1.2	49.3
電 子 基 板 用 資 材	390	4.9	432	4.8	110.7
そ の 他	31	0.4	26	0.3	82.1
合 計	8,003	100.0	9,057	100.0	113.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は2億83百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

長岡工場	製造設備の増設
研究所	研究設備の増設

- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

- ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (平成24年 3月期)	第 44 期 (平成25年 3月期)	第 45 期 (平成26年 3月期)	第46期 (当連結会計年度) (平成27年 3月期)
売 上 高(百万円)	6,286	6,703	8,003	9,057
営 業 利 益(百万円)	733	917	1,421	2,008
経 常 利 益(百万円)	686	956	1,551	2,129
当 期 純 利 益(百万円)	58	626	925	1,344
1 株当たり当期純利益 (円)	2.94	31.24	46.09	66.98
総 資 産(百万円)	10,052	10,883	12,869	14,646
純 資 産(百万円)	7,726	8,669	10,265	12,039
1 株当たり純資産額 (円)	384.95	431.94	511.44	599.85
R O E (%)	0.7	7.6	9.8	12.1
従 業 員 数 (名)	272	274	275	284

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
 2. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、添付書類の「1. 企業集団の現況に関する事項」〔(1)事業の経過および成果〕の欄に記載したとおりであり、景気動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境ではありますが、当社グループは最先端の技術開発力を駆使し、基板処理工程の効率化による顧客の原価低減と環境負荷抑制への貢献とともに、世界市場に対応したグループ・ネットワークの活用により、競争力の一層の強化を進め、新製品を中心に新規受注を図りつつ、収益力強化に努めてまいります。

また、更なる成長路線を実現するべく、以下の課題に全力で取組み、株主価値の最大化に努めていく所存であります。連結ROEは、10%をベースに持続的改善を図るよう努めてまいります。

① 既存のコア技術による新分野での製品の開発および事業の立ち上げ

当社グループは電子基板・部品資材事業に特化しているため、当社グループの業績は電子基板・部品産業の生産動向に大きく影響されるリスクを抱えております。リスク低減としてこれまで蓄積した技術を駆使し新しい分野で活躍できる技術確立に注力してまいります。具体的にはニッケルやアルミ、ステンレス等の金属表面を粗化することでプラスチックとの密着を向上させ、接着剤を用いずに軽量化にも貢献できるアマルファを育ててまいります。

② 海外市場の攻略

当社グループは日本国内の電子基板・部品市場においては、強力な販売網を構築しております。アジア市場におきましては、顧客の獲得に注力し、成長を続ける中国や台湾に子会社を設立、ベトナムに事務所を設立し、成果をあげてきました。

一方で当社薬品プロセスの優位性を発揮しきれない一般的薬品につきましては、フレキシブル基板向け等、今後さらに高密度化が進み将来的に市場性が高いものにつき、戦略的に取捨選択を行うことにより、リスクをコントロールしつつ受注を確保できるよう対応しております。このような課題に戦略的に臨機応変に対応すべく、当社グループの顧客対応力強化に引き続き注力してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、株主利益の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とした継続的な取組みにより企業価値の拡大を実現することが不可欠であると考えています。具体的には、公正で透明な経営・迅速で的確な情報開示・説明責任の徹底等の取組みを進める方針であり、コーポレートガバナンス・コードの考えに添った対応を進めてまいります。

また、経営のダイバーシティを積極的に進めていく方針に沿って、社外役員の招聘に努めております。また独立性がない場合の厳格な判断基準を制定する等のルール化を進めております。

さらに、当社グループは多様性による多くの価値獲得を目指し従前より有能な人材を登用する方針です。今後とも役員や管理職への人材登用ならびに育児休業後全員の職場復帰を実現する等の諸制度の充実に努めてまいります。最近の成果としては、女性活躍推進に優れた企業として経済産業省と東京証券取引所が認定する「なでしこ銘柄」に選定されました。

当社グループは更なるコーポレート・ガバナンスの改革や環境保全の取組み、社会的責任の遂行を進めるために、取締役会直轄の指名報酬諮問委員会（独立社外委員過半数）と並ぶESG委員会（独立社外委員過半数）を設置いたしました。

④ 人材の確保および育成

当社グループは研究開発体制と販売力の強化のため、優秀な人材の採用に積極的に取り組んでおりますが、それだけでは当社グループの全体の強化には万全ではありません。今後も各分野において専門的知識を保有する人材の採用および従業員の教育により、必要な人材の確保に努めてまいります。

⑤ 事業の効率化

当社グループは今後も事業のウェイトをかなりの部分海外に依存していくことが予想され、それに伴う事業全般の効率や適正性を確保するために、専門家の知識も導入しながら様々なリスクを排除することに努めてまいります。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MEC TAIWAN COMPANY LTD.	25,000千NT\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC (HONG KONG) LTD.	4,500千HK\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.	8,000千HK\$	100 % (100) (※1)	電子基板・部品資材事業
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	4,000千US\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.	1,000千EUR	100 % (※2)	電子基板・部品資材事業

(※1) MEC (HONG KONG) LTD.所有分であります。

(※2) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.05%出資しております。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

製商品分類		主要製商品
製品	電子基板向け薬品 ディスプレイ向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械
商品	電子基板用資材	銅箔 ドライフィルム
その他		機械修理

(8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

名 称	所 在 地
メック株式会社：本社	兵庫県尼崎市
メック株式会社：研究所	兵庫県尼崎市
メック株式会社：西宮工場	兵庫県西宮市
メック株式会社：長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社：東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.：本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.：本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.：本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.：本社・工場	中国 蘇州市
MEC EUROPE NV.：本社・工場	ベルギー ゲント

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
284名	9名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
156名(男性 111名) (女性 45名)	4名増	41.4歳	13.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 20,071,093株 (自己株式34株含む)
(3) 株主数 6,618名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,781,800株	8.87%
株式会社マエダホールディングス	1,199,000	5.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	1,074,400	5.35
前 田 耕 作	1,005,304	5.00
野村信託銀行株式会社 (投信口)	802,100	3.99
前 田 和 夫	716,000	3.56
CMBL S.A.RE MUTUAL FUNDS	498,700	2.48
メ ッ ク 取 引 先 持 株 会	467,500	2.32
メ ッ ク 従 業 員 持 株 会	345,488	1.72
腰 高 修	335,096	1.66

(注) 持株比率は、自己株式数 (34株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	前 田 和 夫	MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	溝 口 芳 朗	専務執行役員 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	西 川 裕 史	常務執行役員 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	長 井 眞	常務執行役員 事業本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	中 川 登 志 子	常務執行役員 研究開発本部長兼企画室長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	佐 竹 隆 幸	兵庫県立大学大学院経営研究科教授
取 締 役	西 山 豊	関西大学化学生命工学部教授

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	前 田 勝 廣	
監 査 役	松 山 英 明	松山事務所代表 株式会社ナディア代表取締役
監 査 役	田 中 明 子	田中明子税理士事務所 所長 ココロデザイン株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役佐竹隆幸氏および西山 豊氏は、独立社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役前田勝廣、松山英明、田中明子の3氏は、独立社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役田中明子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松山英明氏は、平成27年5月8日に辞任いたしました。これに伴い、補欠監査役である奥田孝雄氏が5月15日に監査役に就任いたしました。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

就任

平成26年6月20日開催の第45回定時株主総会において、前田和夫、溝口芳朗、西川裕史、長井 眞、中川登志子、佐竹隆幸、西山 豊の7氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち独立社外取締役)	7名 (2)	160百万円 (6)
監 査 役 (うち独立社外監査役)	3 (3)	23 (23)
合 計	10	183

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第37回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、会社法第361条第1項第3号に規定する「金銭以外の報酬」を含まない。）と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月26日開催の第32回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。
3. 独立社外取締役および監査役の報酬は、月額定額報酬としております。
4. 取締役（独立社外取締役を除く）の報酬は、月額定額報酬と業績連動報酬としております。業績連動報酬は、連結経常利益に連動して業績連動報酬総額を算出し、役位に応じてウエイト配分しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 独立性がない場合の判断基準の制定

独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らして社外役員は、全員独立性を有しております。

- a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。
- b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。
- c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
- d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
- e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。
- f aからeの該当期間は、現時点から遡り5年以内とする。
- g 次のイからロまでのいずれかに掲げる者の近親者である。
- イ aからfまでに掲げる者。
- ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

② 重要な兼職先と当社との関係

全ての役員の役員兼任ルールとして、3社以内としております。兼職のある役員は下記のとおりです。

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
独立社外取締役	佐竹隆幸	兵庫県立大学大学院経営研究科教授	特別の関係なし
独立社外取締役	西山豊	関西大学化学生命工学部教授	特別の関係なし
独立社外監査役	松山英明	松山事務所代表 株式会社ナディア代表取締役	特別の関係なし
独立社外監査役	田中明子	田中明子税理士事務所 所長 ココロデザイン株式会社 代表取締役	特別の関係なし

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の取締役会出席率ならびに社外監査役の取締役会および監査役会出席率は85%以上のルールとしております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
独立社外取締役	佐 竹 隆 幸	当事業年度に開催された17回の取締役会の全てに出席し、大学院経営研究科教授として培われた専門的な知識、経験等を経営に活かしてきました。特に顧客価値創造経営を実現し、「社会の公器」として地域に貢献しうる企業としての責任を果たすための社内プラットフォームをより強固に確立すべく、ESの向上、CSの向上、CSRのさらなる実践に向けての社内システム確立、特にESGの推進において多大なる貢献を果たし、客観的な意見を積極的に発言しております。
独立社外取締役	西 山 豊	平成26年6月20日就任以降、当事業年度に開催された13回の取締役会の全てに出席し、化学生命工学部の教授として培われた専門的な知識・経験等を主に研究開発部門において有益な提言と環境側面からの意見を積極的に発言しております。
独立社外監査役	前 田 勝 廣	当事業年度に開催された17回の取締役会および14回の監査役会全てに出席し、経営者として培われた豊富な経験と学習に基づく専門的見地より経営の効率化、リスクの管理、コーポレートガバナンスの改革など多岐にわたり積極的な監査意見および提言を行っております。
独立社外監査役	松 山 英 明	当事業年度に開催された17回の取締役会および14回の監査役会全てに出席し、株主視点経営の豊富な知識、経験に基づき、コーポレートガバナンスやファイナンス分野を中心に積極的な意見および提言を行っております。
独立社外監査役	田 中 明 子	当事業年度に開催された17回の取締役会および14回の監査役会全てに出席し、税理士としての知見、会社経営指導の経験等を活かし、税務リスクへの対応をはじめ、適切な監査意見および提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	22百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュートーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は18百万円であります。

(3) 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、「基幹システム再構築に関する助言業務および決算早期化に関する助言業務」があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の選定基準・評価基準を定め、またその独立性と専門性を毎期確認しております。会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、検討委員会の答申を受けて株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

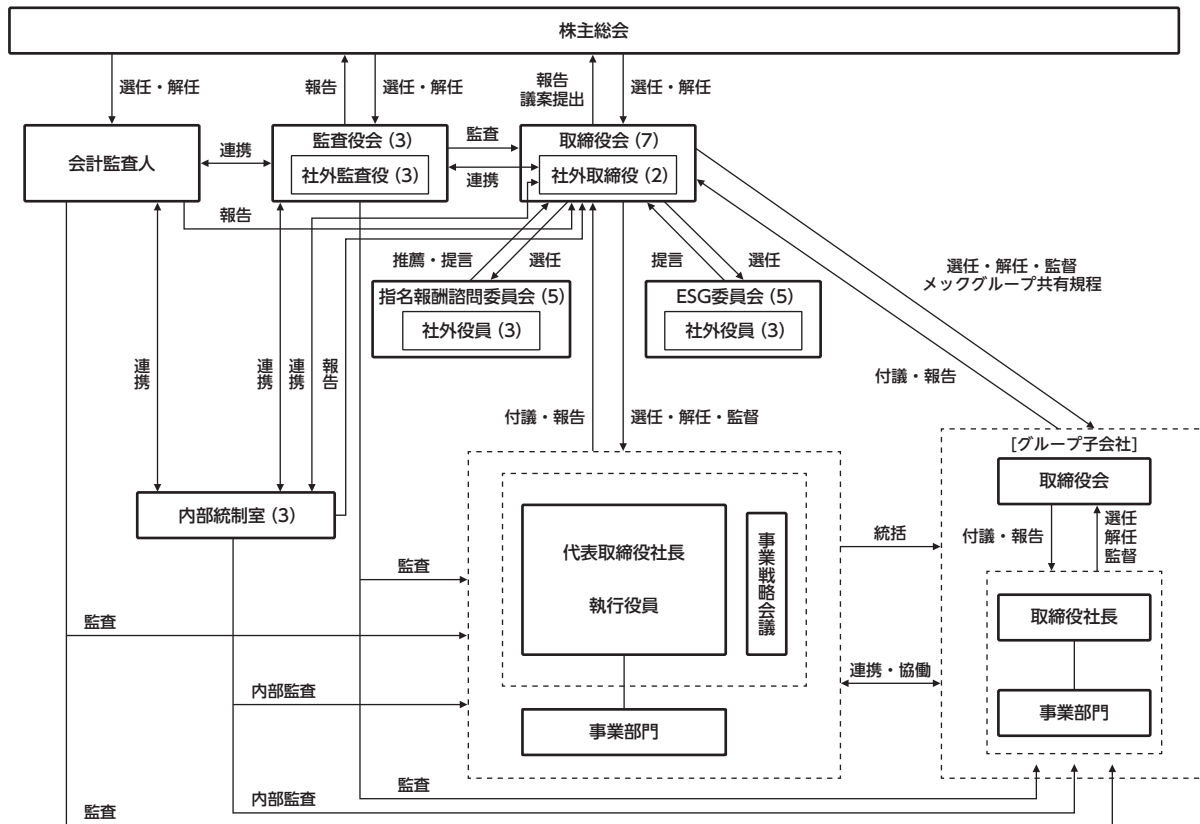
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

[グループコーポレート・ガバナンスの状況]



(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 会社のコンプライアンス体制の基本として、グループ企業行動憲章・行動規範およびコンプライアンス規程を定める。社長を委員長とするコンプライアンス委員会、内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。

- (ii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部牽制体制の整備、確立を図り、不正等を未然に防止することを目的に、内部監査部門である内部統制室を取締役会直属の組織として設置している。内部監査部門は、年間計画に従い、その結果を取締役会等に報告している。
 - (iii) 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役および他の取締役に報告する。
 - (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実の社内通報体制として、社外役員の中から1名（現在は社外取締役）と社外の弁護士、内部統制室長を直接の受領者とする内部通報システムを整備している。
 - (v) 監査役は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - (vi) 常勤監査役と内部統制室長は社外取締役と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、監査結等について報告するとともに、意見交換をする。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。
 - (ii) 社外取締役および監査役は、社長と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。
 - (iii) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する次の諸規程を定め、これらに則って業務処理を行うこと。
- イ. 取締役会規程
 - ロ. 稟議規程
 - ハ. 文書管理規程

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、次の各事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
 - イ. 環境リスク
 - ロ. 法令・定款違反リスク
 - ハ. 品質リスク
 - ニ. 情報セキュリティ・リスク
 - ホ. 災害リスク
 - (ii) リスク管理の基本体制として、リスク管理規程および関連規程を整備し、法務・リスクマネジメント・CSRグループをリスク管理の統括部署として、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。
 - (iii) 事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ経営理念・社是・グループ企業行動憲章・企業行動規範、関係会社管理規程、グループ内部統制・内部監査規程、グループリスク管理規程等のグループ共有規程を整備し、グループ各社は取締役会規程をはじめ関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) グループ各社の経営管理のために「関係会社管理規程」を定め、これに基づきグループ各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グループ各社の経営管理を行う。
また、事業本部をはじめ、国内各事業部門がそれぞれの事業分野についてグループ各社の事業部門を統括し、連携・協働する。
 - (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役および他の取締役に報告する。
 - (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査役および内部統制室に報告し、監査役および内部統制室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求められることができる。
 - (v) グループ監査・内部統制の充実を図るため、監査役と内部統制室はともに国内外の全事業所・部室を調査する方針である。グループ会計監査人のみならず海外子会社の調査にあたっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。

- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) 取締役および従業員が監査役に報告すべき事項および時期について、諸規定に基づき、取締役および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。
 - (ii) 前項に拘わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
 - (iii) 取締役会は、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会は、会計監査人と原則として年間5回および内部統制室と原則として毎月1回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
 - (ii) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。

- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人に関する規定を設け、監査役から要請があった場合の補助使用人の任命手続を定める。

- ⑨ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 補助使用人の評価は監査役が行うほか、その任命・解任・人事異動・賃金改定等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (ii) 補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

- ⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用の状況
上記の業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制室がその運用状況を随時モニタリングしている。当事業年度においては内部統制室が当社における情報の取扱いに一部不適切な点があることを発見し、直ちに是正措置を行うとともに、社内体制を見直し、適切な情報管理を徹底している。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の考え方と内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する目的を持って当社株式を大量に取得するための株式買付けが行われる場合は、これに対する諾否は、基本的には個々の株主の判断に基づいて行われるべきものと考えております。従って、経営支配権の移動による企業活動の活性化の意義または効果につきましても、何ら否定する立場にはありません。

しかしながら、もっぱら高値での売り抜け等不当な目的を持った買収者により会社買収が行われるような場合には、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るため、企業価値の毀損の防止を図ることが当社取締役会の責務であると認識しております。このため、株式の大量取得を目的とする買付けまたは買収提案に際しては、買付者の事業計画の内容のほか、過去の投資行動等も考慮のうえ、その買付けまたは買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を十分検討し、取締役会としての判断結果を株主に開示する必要があるものと考えております。

また、当社は当社株式の大量買付け等による具体的な脅威に備えての取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めることは行っておりません。ただし、株主から負託を受けた取締役会の責務において、当社株式の売買取引や株主異動の状況を注視するとともに、コンティンジェンシー・プラン（買収対応マニュアル）を整備し、株式の大量取得を企図する者が現れた場合には、社外専門家を交えて当該買収者の買収提案および事業計画等の評価を行い、その買収提案または買付行為が当社の企業価値ならびに株主共同の利益に反すると判断したときは、対抗措置の要否ならびにその具体的な内容を決定し、これを実施することがあります。

なお、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましても、今後の経営管理上重要な検討課題として認識しておりますので、買収行為に係る法制度や社会動向等を注視し、検討を重ねて行く所存であります。

② 取組みの具体的な内容

(i) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、上記基本方針の実現ならびに株主共同の利益に資するために次のような取組みを行っております。

イ. 中期経営計画の推進による企業価値の向上

- a 世界主要市場における販売力の強化
- b 最先端基板から汎用基板用途までの製品ラインナップの充実・強化
- c 環境負荷低減によるビジネスチャンスの拡大
- d 金属と樹脂の接合技術の磨き上げによる新事業分野の開拓 等
- e 連結ROEは、10%をベースに持続的改善を図る。

ロ. 株主への積極的な利益還元、持続的成長のための中長期投資

- a 連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元
- b 売上高の約10%以上を研究開発費に先行投資
- c 世界各市場の需要に即応し、世界同一品質を実現する生産設備投資等

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

該当事項はありません。

③ 前号の取組みに関する取締役会の判断およびその理由

前号(i)の各取組みにつきましては、当社の企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるために実施しているものでありますので、当社取締役会として、いずれも次の各要件に該当するものと判断しております。

- (i) 第1号の基本方針に沿うものであること。
- (ii) 株主共同の利益を損なうものではないこと。
- (iii) 当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資としては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利益の反映を図る所存であります。

② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金1,984,226,733円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、平成27年5月19日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は8円とし、既の実施済みの中間配当金6円を合わせ年間配当金1株当たり14円とさせていただきます。期末配当金の総額は160,568,472円であります。また、別途積立金に800,000,000円を積立て、残額の1,023,658,261円を次期繰越利益とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,668,516	流 動 負 債	1,864,008
現金及び預金	5,297,267	支払手形及び買掛金	650,907
受取手形及び売掛金	2,538,015	未払金	340,169
商品及び製品	310,179	未払費用	62,608
仕掛品	55,013	未払法人税等	353,557
原材料及び貯蔵品	212,364	賞与引当金	204,282
繰延税金資産	199,666	役員賞与引当金	47,830
その他	68,189	その他	204,653
貸倒引当金	△12,179	固 定 負 債	742,457
固 定 資 産	5,977,619	繰延税金負債	655,416
有形固定資産	4,894,715	退職給付に係る負債	59,610
建物及び構築物	1,353,827	その他	27,430
機械装置及び運搬具	440,826	負 債 合 計	2,606,466
工具、器具及び備品	180,905	純 資 産 の 部	
土地	2,874,726	株 主 資 本	10,840,756
建設仮勘定	44,429	資本金	594,142
無形固定資産	42,449	資本剰余金	446,358
投資その他の資産	1,040,454	利益剰余金	9,800,268
投資有価証券	512,486	自己株式	△12
退職給付に係る資産	413,006	その他の包括利益累計額	1,198,912
繰延税金資産	14,090	その他有価証券評価差額金	144,206
その他	135,028	為替換算調整勘定	864,092
貸倒引当金	△34,157	退職給付に係る調整累計額	190,613
資 産 合 計	14,646,135	純 資 産 合 計	12,039,669
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,646,135

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,057,322
売 上 原 価		3,262,170
売 上 総 利 益		5,795,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,786,632
営 業 利 益		2,008,520
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,285	
試 作 品 等 売 却 収 入	18,402	
為 替 差 益	46,902	
そ の 他	18,987	127,577
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	5,027	
そ の 他	1,803	6,831
経 常 利 益		2,129,266
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,082	3,082
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	69	
固 定 資 産 除 却 損	7,422	7,492
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,124,857
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	624,054	
法 人 税 等 調 整 額	156,473	780,528
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,344,329
当 期 純 利 益		1,344,329

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	594,142	446,358	8,649,354	△12	9,689,842
会計方針の変更による 累積的影響額			27,367		27,367
会計方針の変更を反映した 当期首残高	594,142	446,358	8,676,721	△12	9,717,209
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△220,781		△220,781
当 期 純 利 益			1,344,329		1,344,329
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,123,547	-	1,123,547
当 期 末 残 高	594,142	446,358	9,800,268	△12	10,840,756

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	73,635	429,794	71,963	575,393	10,265,235
会計方針の変更による 累積的影響額					27,367
会計方針の変更を反映した 当期首残高	73,635	429,794	71,963	575,393	10,292,602
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△220,781
当 期 純 利 益					1,344,329
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	70,571	434,298	118,649	623,519	623,519
当 期 変 動 額 合 計	70,571	434,298	118,649	623,519	1,747,067
当 期 末 残 高	144,206	864,092	190,613	1,198,912	12,039,669

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,293,039	流動負債	1,441,047
現金及び預金	2,904,755	支払手形	415,151
受取手形	270,945	買掛金	149,100
売掛金	1,230,264	未払金	221,996
商品及び製品	82,859	未払費用	50,926
原材料及び貯蔵品	111,093	未払法人税等	258,204
前払費用	17,161	預り金	11,612
繰延税金資産	118,495	賞与引当金	204,282
未収入金	551,588	役員賞与引当金	47,830
その他	5,873	設備関係支払手形	80,865
固定資産	4,837,091	その他	1,077
有形固定資産	3,409,264	固定負債	156,603
建物	746,975	退職給付引当金	43,030
構築物	39,188	繰延税金負債	86,782
機械及び装置	230,593	資産除去債務	3,397
車両運搬具	12,437	その他	23,394
工具、器具及び備品	61,603	負債合計	1,597,651
土地	2,274,036	純資産の部	
建設仮勘定	44,429	株主資本	8,388,272
無形固定資産	38,566	資本金	594,142
借地権	29,380	資本剰余金	446,358
ソフトウェア	7,183	資本準備金	446,358
その他	2,002	利益剰余金	7,347,784
投資その他の資産	1,389,261	利益準備金	63,557
投資有価証券	512,486	その他利益剰余金	7,284,226
関係会社株式	687,935	別途積立金	5,300,000
出資金	5	繰越利益剰余金	1,984,226
長期前払費用	549	自己株式	△12
前払年金費用	131,658	評価・換算差額等	144,206
その他	56,626	その他有価証券評価差額金	144,206
資産合計	10,130,130	純資産合計	8,532,479
		負債及び純資産合計	10,130,130

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,274,172
売 上 原 価		2,212,628
売 上 総 利 益		4,061,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,802,261
営 業 利 益		1,259,282
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	556,704	
為 替 差 益	31,532	
そ の 他	26,510	614,747
営 業 外 費 用		
そ の 他	279	279
経 常 利 益		1,873,750
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	667	667
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	10	
固 定 資 産 除 却 損	6,591	6,601
税 引 前 当 期 純 利 益		1,867,815
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	424,000	
法 人 税 等 調 整 額	21,044	445,044
当 期 純 利 益		1,422,771

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計	株 主 資 本 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	594,142	446,358	446,358	63,557	4,800,000	1,254,870	6,118,427	△12	7,158,916	
会計方針変更による 累積的影響額						27,367	27,367		27,367	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	594,142	446,358	446,358	63,557	4,800,000	1,282,237	6,145,794	△12	7,186,283	
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 積 立					500,000	△500,000	—		—	
剰 余 金 の 配 当						△220,781	△220,781		△220,781	
当 期 純 利 益						1,422,771	1,422,771		1,422,771	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	500,000	701,989	1,201,989	—	1,201,989	
当 期 末 残 高	594,142	446,358	446,358	63,557	5,300,000	1,984,226	7,347,784	△12	8,388,272	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	73,635	73,635	7,232,551
会計方針変更による 累積的影響額			27,367
会計方針の変更を反映 した当期首残高	73,635	73,635	7,259,918
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立			—
剰 余 金 の 配 当			△220,781
当 期 純 利 益			1,422,771
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	70,571	70,571	70,571
当 期 変 動 額 合 計	70,571	70,571	1,272,560
当 期 末 残 高	144,206	144,206	8,532,479

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部統制室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。代表取締役社長とは、期中に社外取締役も加わり3カ月に1回計4回、内部統制室とは毎月計12回の会合を持ちました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また事業規模の小さいMEC (HONG KONG) LTD.を除くその他の子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、またその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人とは5回の会合を持ちました。また全ての子会社の会計監査人とも往査時に意見及び情報の交換の会合を持ちました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

メック株式会社 監査役会

常勤社外監査役	前	田	勝	廣	Ⓔ
社外監査役	田	中	明	子	Ⓔ
社外監査役	奥	田	孝	雄	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮し、かつ今後の会社の中長期的な企業価値の向上のため、社内外を問わず広く優れた人材を獲得することが可能になるべく、定款第28条および第38条の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のため、取締役を2名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まえだかずお 前田和夫 (昭和37年4月15日)	平成12年1月 当社入社 平成12年4月 当社社長室室長 平成12年6月 当社取締役社長室室長 平成13年4月 当社常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役	716,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	ながいまこと 長井 眞 (昭和36年3月7日)	<p>平成13年4月 当社入社 平成15年5月 MEC EUROPE NV.取締役社長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社執行役員国際事業センター長 平成22年1月 当社執行役員兼MEC TAIWAN COMPANY LTD.総経理 平成22年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員事業本部長 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員事業本部長 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役</p>	57,200株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なかがわとしこ 中川登志子 (昭和36年8月3日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年4月 当社研究開発センター長 平成16年6月 当社執行役員研究開発センター長 平成22年6月 当社常務執行役員研究開発センター長 平成23年4月 当社常務執行役員事業本部長 平成23年7月 当社常務執行役員事業本部長兼業務サポート室長 平成24年4月 当社常務執行役員事業本部長兼事業企画室長 平成25年4月 当社常務執行役員研究開発本部長兼企画室長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長兼企画室長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役	58,500株
4	さたけたかゆき 佐竹隆幸 (昭和35年11月22日)	平成11年4月 神戸商科大学(現 兵庫県立大学) 商経学部経営学科助教授 平成16年4月 同大学経営学部事業創造学科教授 平成22年4月 同大学大学院経営研究科教授(現任) 平成24年6月 当社取締役 (現在に至る)	1,200株
5	にしやまゆたか 西山豊 (昭和35年3月13日)	平成8年4月 関西大学工学部助教授 平成12年3月 同大学在外研究員(MIT) 平成19年4月 同大学化学生命工学部教授(現任) 平成26年6月 当社取締役 (現在に至る)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐竹隆幸氏および西山豊氏は、独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
3. (1) 佐竹隆幸氏を社外取締役候補者とした理由は、大学院経営研究科教授として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 西山豊氏を社外取締役候補者とした理由は、化学生命工学部の教授として培われた専門的な知識・経験等を主に研究開発部門において有益な提言と環境側面からの意見をいただけるものと期待し選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、大学教授という立場で大学運営に携わっているため、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 佐竹隆幸氏および西山豊氏は現在、当社の独立社外取締役であり、独立社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって佐竹隆幸氏は3年、西山豊氏は1年となります。
5. 当社は佐竹隆幸氏および西山豊氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 田中明子、奥田孝雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴 要な地兼職 おのよび況	所有する当社の株式数
1※	まつした たろう 松下 太郎 (昭和29年10月6日)	平成2年10月 当社入社 平成13年4月 当社管理本部 経理部長 平成14年6月 当社取締役 経理・財務センター 部長 平成15年6月 当社執行役員 経理・財務センター 部長 平成25年6月 当社理事 管理本部特命担当 (現在に至る)	38,300株
2	たなか あきこ 田中 明子 (昭和34年11月29日)	昭和58年4月 大阪国税局入局 平成11年4月 税理士登録 平成13年4月 税理士法人京都経営ネットワーク 社員 就任 平成22年9月 ココロデザイン株式会社 代表取締役 就任 (現任) 平成22年10月 田中明子税理士事務所 所長 (現任) 平成24年6月 当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 田中明子税理士事務所 所長 ココロデザイン株式会社 代表取締役	600株

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 田中明子氏は独立社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。

4. 田中明子氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として培われた専門的な知識・経験等および、会社経営にも関与された経験を活かしていただくことにより、社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断したためであります。

5. 田中明子氏は現在当社の独立社外監査役であり、独立社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

6. 当社は田中明子氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、松下太郎氏

の選任が承認された場合、(ただし松下太郎氏は、第1号議案が原案どおり決議された場合において) 当社は同氏との間に同様の責任限定契約を締結する予定であります。
会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償を負う場合は1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 (生年月日)	略 重 要 歴 な 兼 お 職 の 状 況	所有する当社の株式数
お 奥 く だ た か お 田 孝 雄 (昭和42年9月25日)	平成8年4月 大阪弁護士会登録 北浜法律事務所 入所 平成14年10月 奥田・木下法律事務所設立、共同代表弁護士 平成17年10月 南森町法律事務所へ改称、共同代表弁護士(現任) 平成27年5月 当社監査役 (現在に至る)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥田孝雄氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏は独立社外監査役としての要件を満たしております。
3. 奥田孝雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、法令に定める監査役の員数を欠く不測の事態において、企業法務に精通している同氏を社外監査役とすることが適当であると判断したためであります。
4. 奥田孝雄氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有しているためであります。
5. 奥田孝雄氏は現在当社の独立社外監査役であり、独立社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1ヶ月となります。
6. 当社は奥田孝雄氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。概要は以下のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

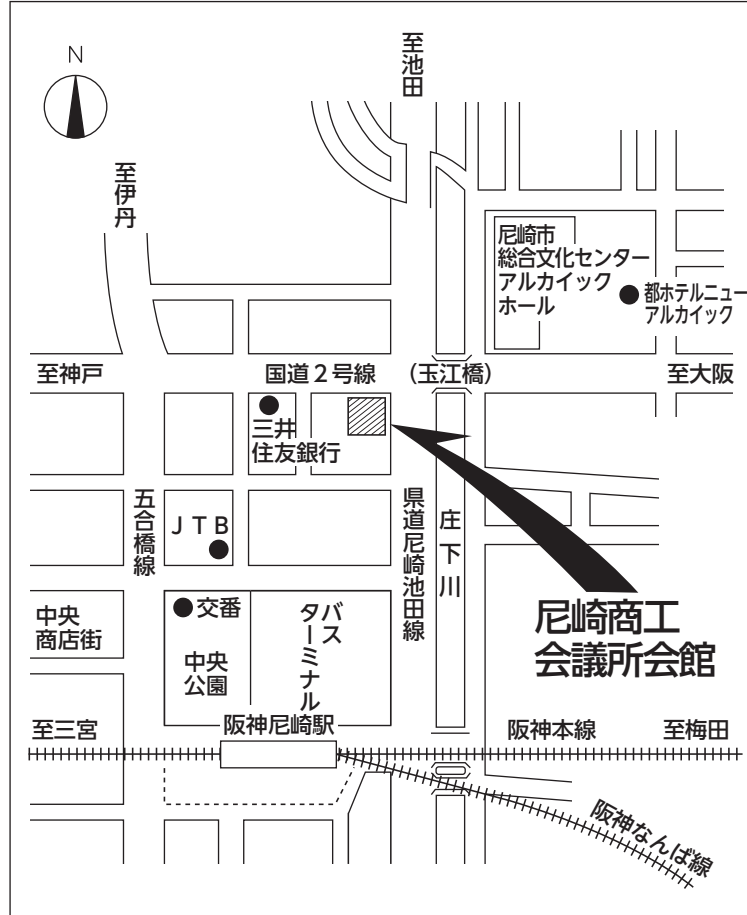
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 尼崎商工会議所会館 7階 701会議室

兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地

会場付近図



《交通》 「阪神尼崎駅」下車、北へ徒歩約3分。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

